

社会福祉法人邦知会グレイス広沢
連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人邦知会が開設するグレイス広沢（以下「事業所」という。）が行う連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業（以下「事業」という。）の適切な運営を保持するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者（以下「要介護者」という。）に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、入浴・排泄・食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応その他の安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行い、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を目指すものとする。

2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。

3 事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、随時対応サービス及び随時訪問サービスについては、利用者からの随時の通報に適切に対応し、利用者が安心してその居宅での生活を送ることができるようにするものとする。

4 事業所は、指定地域密着型サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

6 事業所は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

7 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等への情報の提供を行うものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 社会福祉法人 邦知会 グレイス広沢
- 二 所在地 群馬県桐生市広沢町6丁目307-11

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
 - 二 オペレーター 提供時間を通じて1名以上(常勤兼務)
利用者、家族からの通報を随時受け付け、適切に対応
利用者またはその家族に対して、適切な相談及び助言
 - 三 計画作成責任者 1名以上(常勤兼務)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成および交付
サービス提供の日時等の決定
サービスの利用の申し込みに係る調整、サービス内容の管理
 - 四 定期巡回サービスを行う訪問介護員 7名以上
居宅サービス計画に沿った定期的な巡回
 - 五 随時訪問サービスを行う訪問介護員 提供時間を通じて1名以上(常勤兼務)
オペレーターからの要請を受けての利用者宅の訪問
- 2 従業者の配置人数については、関係法令等に従い、最低認可基準以上の人数を配置するものとする。
- 3 必要に応じて定期巡回サービス、随時対応サービス及びオペレーター業務の一部、又は訪問看護サービスを連携する訪問介護事業所及び訪問看護事業者に委託する。
- 4 午後6時から午前8時までの間、オペレーター業務を併設介護老人福祉施設の職員が行うことがある。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 一 営業日 365日
- 二 営業時間 24時間

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容)

第6条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容は次のとおりとする。

- 一 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成
- 二 定期巡回サービス
訪問介護員等が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話
- 三 随時対応サービス

あらかじめ利用者の心身状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者又はその家族等からの通報を受け、通報内容等を基に相談援助又は訪問介護員等の訪問もしくは看護師等による対応の要否を判断するサービス

四 随時訪問サービス

随時対応サービスにおける訪問の要否等の判断に基づき、訪問介護員等が利用者の居宅を訪問して行う日常生活上世話

- 2 訪問看護サービスの提供は、主治医の指示による、療養上の世話又は必要な診療の補助等を連携する指定訪問看護事業所より提供されます。

(内容及び手続きの説明及び同意等)

第7条 事業所は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得るものとする。

(利用料等)

第8条 利用料等については、重要事項説明書に定めるとおりとする。

費用の支払を受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文章で説明をした上で、支払いに同意する旨の文章に署名を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、桐生市11区、13区の区域とする。

(緊急時における対応方法)

第10条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護員等は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

- 3 利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(業務継続計画の策定等)

第11条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する定期巡回・随時対応型訪問介護看護員等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

第12条 サービス提供の際し、従業者が感染源となることを予防し、また従業者を感染の危険から守るための衛生管理に努め、必要な対策を講じるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（1）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（2）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

（3）事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（苦情処理）

第14条 事業の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情相談窓口の設置、苦情処理の体制及び手順の整備等必要な措置を講じるとともに、当該措置の内容を重要事項説明書への記載及び事業所内に掲示する等により利用者及びその家族に周知する。

2 前項の苦情を受け付けた場合には、苦情の内容を記録して保存するとともに、その原因を解明し、再発を防止するため必要な措置を講じる。

3 提供した事業に関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 提供した事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

（事故発生時の対応）

- 第16条 サービスの提供により事故が発生したときは、速やかに家族に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
- 2 事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。
 - 3 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償保険に応じた損害賠償を速やかに行うものとする。
 - 4 事故が生じたその原因を解明し、再発防止のための対策を講じることとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

- 第15条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。
- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - 二 虐待の防止のための指針を整備する。
 - 三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、指定訪問介護の提供中に、従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の原則禁止)

- 第18条 事業所は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わない。
- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。
 - 3 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。
 - 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(個人情報の保護)

- 第19条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの

提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(入居者の安全並びに介護サービスの質の確保等)

第20条 事業所は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、入居者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するものとする。

(合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法)

第21条 利用者から合鍵を預かる必要がある場合は、書面によりその取扱方法について説明した上で、合鍵を預かることに同意する旨の文書に署名（記名押印）をうけることとする。

- 2 預かった合鍵については、使用時以外は施錠された保管庫に保管するものとする。
- 3 従業者が合鍵を紛失した場合は、直ちに利用者又はその家族に報告し、鍵の交換等必要な措置を講じる。

(訪問看護事業者との連携)

第22条 連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該事業所の利用者に対する指定訪問看護の提供を行う指定訪問看護事業者と連携をしなければならない。

- 2 前項の規定に基づき、連携を行う指定訪問看護事業所との協定に基づき、当該指定訪問看護事業所から、以下の事項について必要な協力を得るものとします。
 - 一 利用者に対するアセスメント
 - 二 随時対応サービスの提供に当たっての連絡体制の確保
 - 三 医療・介護連携推進会議への参加
 - 四 その他必要な指導及び助言

(地域との連携)

第23条 事業所は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会（以下、この項において「介護・医療連携推進会議」という。）を設置し、概ね6月に1回以上、介護・医療連携推進会議に対し提供している事業所のサービス内

容及び活動状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

- 2 事業所は前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。
- 3 事業所は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する場合には、正当な理由がある場合を除き、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行うものとする。

(その他の運営についての重要事項)

第24条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後1か月以内
- 二 継続研修 法人研修計画による

- 2 事業所は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供をさせないものとする。
- 3 事業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、居宅介護支援事業所の介護支援専門員又は居宅要介護被保険者に対して、利用者に必要なサービスを提供しないサービスを提供するよう求めることその他の不当な働きかけを行わないものとする。
- 4 事業所は、適切な連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 事業所は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関する諸記録を整備し、そのサービスが完了した日から5年間は保存するものとする
- 6 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人邦知会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。